

# 平成 29 年度（第 34 期）事業計画書

当協会は、これまで先人たちが築いた確固たる信頼を堅守し、公益に資すると認められた平素行なっている業務を大切に、さらなる業務の「充実と拡大」に実直に向き合います。向後は公嘱業務を通じて、土地家屋調査士制度の発展を念頭に活動していきます。

第 34 期の事業は、これまで同様公嘱業務を適正に処理することを通じ、公益に資するための事業（法定事業）を実施するとともに、併せて官公署等の公共事業用地の取得の円滑化を支援する自主事業を推し進めます。また、ガバナンスの強化に努め、法令、定款、諸規定の遵守、そして透明性の高い運営に心がけ、官公署はもとより国民からも信頼され必要とされる組織を目指して、次の諸施策に取り組むこととします。

## 第 1 法人管理関係

### 1 組織の充実を図るための施策

- (1) 新入社員を対象とした研修
- (2) 事務処理体制の充実
- (3) 公益法人監督官庁（愛知県）との連絡及び協議
- (4) 名古屋法務局、愛知県土地家屋調査士会、公益社団法人愛知県公共嘱託登記司法書士協会、愛知県土地家屋調査士政治連盟との連絡及び協議
- (5) 全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会及び中部ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会との連携
- (6) 業務管理ソフトウェアの構築と運用

### 2 経理的基礎の充実を図るための施策

- (1) 公益法人としての財務の適正管理
- (2) 業務実績の分析と財務状況の把握
- (3) 予算執行計画書に基づいた予算執行
- (4) 外部公認会計士による財務監査の継続実施
- (5) 経理ソフトウェアの構築と運用

### 3 公嘱協会の情報提供に関する施策

- (1) ホームページを介しての情報開示、広報の実施
- (2) 理事会だよりをはじめとした各種会議結果等に関する情報の社員への提供
- (3) 社員への迅速な伝達及び周知事項の徹底

## 第2 公益目的事業関係

### 1 行政官庁等の公共事業に伴い発生する大量の登記事務を迅速かつ適正に処理することを通じ、迅速な社会資本整備の実現を後押しする事業（法定事業）

公共嘱託登記に係る次の受託事業（法定事業）の企画及び実施

- (1) 公共嘱託登記業務の促進
- (2) 官民境界確認補助業務、道路後退（狭あい道路整備）業務及び登記調整業務の促進
- (3) 未登記道水路の表題登記及び未登記建物の表題登記業務の促進
- (4) 登記所備付地図作成作業への参画及び受託体制の確立
- (5) 地籍調査事業への参画及び受託体制の確立
- (6) 国土調査法第19条第5項指定制度の県及び市町村への活用の促進
- (7) 災害復興に関する研究
- (8) 受託業務の処理能力向上への取り組み
  - ア 社員を対象とした業務研修の実施
  - イ 他県協会と情報の交換及び連携
  - ウ 実務担当者の技術養成

### 2 公共事業用地の取得の円滑化支援事業（自主事業）

- (1) 無償による書籍等の出版及び配布
  - ア 「表示登記に関する公共嘱託登記手続の基礎知識」・「じめんのボタンのナゾ」の配布
  - イ 各種啓発パンフレットの作成及び配布
- (2) 公共事業主体担当者への支援
  - ア 官公署等職員を対象とした研修会の開催
  - イ 講師の派遣
- (3) 登記基準点設置作業
  - ア 登記基準点設置区域の拡充
  - イ 既設登記基準点の点検及び管理
- (4) 登記無料相談会等の開催並びに協賛
  - ア 登記無料相談会への協賛、社員派遣及び自主開催
  - イ 小学校等体験学習の開催
  - ウ 官公署等主催の防災訓練への参加
- (5) 災害時支援活動
  - ア 災害時の支援要請に対する支援活動
  - イ 県及び市町村との災害時の応急対策の協力に関する基本協定締結の促進
  - ウ 災害被災地に対する支援・援助